

65歳以上の社会保険 要点簡単まとめ -図解で分かりやすく



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年7月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

65歳以上の社会保険 要点簡単まとめ

65歳時点での社会保険の変更点（従業員本人）

保険の種類	65歳時点での従業員の変更点	人事労務担当者の留意点
厚生年金保険	70歳到達月の前月まで継続加入、給付が老齢基礎年金と老齢厚生年金に変更、在職老齢年金の対象（支給停止調整額は2026年4月から65万円）、在職定時改定の対象	給与からの保険料天引きは継続、給付に関する従業員からの問い合わせに備える
国民年金	老齢年金の受給権がある場合、65歳以降は国民年金の第2号被保険者から除外される。受給資格期間を満たしていない場合は、70歳まで国民年金に任意加入（特例任意加入）が可能	給与からの保険料天引きは停止、任意加入に関する情報提供
健康保険	75歳の誕生日の前日まで継続加入、前期高齢者医療制度の対象となるが加入保険は変わらず	給与からの保険料天引きは継続
介護保険	第1号被保険者に変更、給与からの保険料天引きは停止され、年金からの特別徴収または普通徴収に変更される	給与からの保険料天引き停止、納付方法の変更を従業員に周知
雇用保険	65歳以上も雇用保険の適用対象となり、保険料の支払い義務がある。失業時には高年齢求職者給付金の対象	加入要件を満たす従業員は加入手続き、給与からの保険料天引き
労災保険	年齢制限はなく、全ての労働者が対象	特になし

高年齢雇用継続給付金の概要

項目	内容
対象者	60歳以上65歳未満で、雇用保険の一般被保険者としての被保険者期間が5年以上あり、60歳以降の賃金が60歳時点の賃金に比べて75%未満に低下した従業員（基本手当や再就職手当を受給していないこと）。
申請者	原則として事業主。ただし、被保険者本人が申請することも可能です。
主な申請手順	受給資格確認票、支給申請書、60歳到達時等賃金証明書、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、被保険者の年齢確認書類（運転免許証や住民票の写し）などを、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出。なお、初回の支給申請は、最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して4か月以内に行う必要があります。



令和7年4月1日以降に60歳に達した方については、支給率の上限が15%から10%に引き下げられます。ただし、令和7年3月31日以前に60歳に達した方は、従来の支給率（上限15%）が適用されます。

